

別紙

結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱

（通 則）

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号。以下「特別措置令」という。）に基づく結核医療費の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、法、特別措置令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

2. この負担金及び補助金は、都道府県、地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づく政令をもって定める市（以下「政令市」という。）及び特別区の行う次の事業を交付の対象とする。
 - （1）法第58条第10号（結核患者の医療に限る。）、第11号、第12号（結核患者の医療に限る。）に規定する費用
 - （2）特別措置令第4条に規定する費用
 - （3）沖縄県知事が同県の結核患者に同県外の指定医療機関への入所を命じた場合における患者渡航費及び入院患者日用品費等に要する費用

（交付額の算定方法）

3. この負担金及び補助金の算定額は、次により算出するものである。
 - （1）次の表1の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、当該種目ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額に第5欄にかかげる補助率をそれぞれ乗じて得た額の合計額を交付額とする。

表 1

1. 区分	2. 種目	3. 基準額	4. 対象経費	5. 補助率
結核医療費補助金	結核患者の医療療養費	法第58条第11号及び第12号（結核患者の医療に限る。）の規定により支弁した額	法第37条の2第1項及び第42号第1項の規定により都道府県、政令市又は特別区が支弁した一般患者の医療療養費の額	1／2
	特別公費負担医療療養費	特別措置令第4条第2項の規定により支弁した額	特別措置令第4条第1項の規定により沖縄県知事が行う医療費の支給に要する費用	8／10、1／2
結核療養諸費補助金	患者療養諸費	次に掲げる額の合計額 (1) 入院患者日用品費 23,150円×月延在院患者数 (月の中途において入退所した者については、日割計算による適正な実支出額) (2) 期末一時扶助費 11,630円×12月1日現在の在院患者数	第3次沖縄復帰対策要綱（昭和46年9月3日閣議決定）に基づき、沖縄県知事が同県の結核患者に同県外の指定医療機関への入所を命じた場合において要した日用品費、期末一時扶助費、被服扶助費及び旅費	10／10

		(3) 被服扶助費 3,900 円× (10 月 1 日現在の前年度からの繰越在院患者数＋本年度新規入所患者数) (4) 患者渡航費の適正な実支出額		
結核医療費負担金	入院患者（結核患者に限る。）の医療療養費	法第 58 条第 10 号（結核患者の医療に限る。）及び第 12 号（結核患者の医療に限る。）により支弁した額	法第 37 条第 1 項及び第 42 条第 1 項の規定により都道府県、政令市又は特別区が負担する入院患者（結核患者に限る。）の医療療養費に係る総医療費から平成 7 年 6 月 16 日厚生省発健医第 189 号通知に定める自己負担額の認定基準を参酌して都道府県、政令市又は特別区が算出した自己負担額を控除した額	3 / 4

(交付の条件)

4. この負担金及び補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 区分間の経費の配分の変更は認めない。

イ 種目間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。

(3) 負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び初稿書類を、この負担金及び補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

5. この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2の申請書を毎年度4月10日までに地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

6. この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3の変更交付申請書を毎年度12月28日までに地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

7. 地方厚生(支)局長は、5又は6に定める申請書が到達した日から起算して、原則として3月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(概算払)

8. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

9. この負担金及び補助金の事業実績報告は、翌年度5月末日(4の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から1ヶ月を経過した日)までに別紙様式4の報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(返還)

10. 厚生労働大臣は、交付すべき負担金及び補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

11. 特別の事情により、3、5、6及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

結核医療費国庫負担（補助）金調書

(地方公共団体名)

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳 出 予算科目	交付決定 の 額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	内国庫補助 金 相 当 額	支出済額	内国庫補助 金 相 当 額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- (注) 1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
2. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 2

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事	○	○	○	○
政令市市長	○	○	○	○
特別区区長	○	○	○	○

（元号）〇〇年度結核医療費国庫負担（補助）金の
交付申請について

標記について、次により国庫負担（補助）金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 申請額 金 円
2. 経費所要額調 （別紙（1）のとおり）
3. 事業計画書 （別紙（2）のとおり）
4. 歳入歳出予算書（見込書）抄本

経 費 所 要 額 調

(単位：円)

区 分	総事業費 A	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額 B	差 引 額 A-B=C	対象経費出 予 定 額 D	基 準 額 E	選 定 額 C, D, Eのいずれ か少ない額 F	国 庫 負 担 (補 助) 基 本 額 G	国 庫 負 担 (補 助) 所 要 額 H
結核医療費補助金								
結核療養諸費補助金								
結核医療費負担金								
合計								

（注）沖縄県にあっては、「結核医療費補助金」の次に内訳として「結核患者の医療療養費」及び「特別負担医療療養費」を記入すること。
なお、「特別公費負担医療療養費」については、法第３７条分及び第３７条の２分に区分して計上すること。

別紙（２）

事業計画書

１．結核患者の医療療養費

- （１）診療（調剤）報酬支払件数
 予定件数及び推計の積算内訳
- （２）診療（調剤）報酬支払１件単価
 予定単価及び推計の積算内訳
- （３）保険等種別予定承認件数及び承認率
- （４）その他

２．入院患者（結核患者に限る。）の医療療養費

- （１）入院勧告・措置人員
 年度首及び年度末人員及び推計の内訳
- （２）診療（調剤）報酬支払件数
 予定件数及び推計の積算の内訳
- （３）診療（調剤）報酬支払１件単価
 予定単価及び推計の積算の内訳
- （４）保険等種別予定承認件数及び承認率
- （５）その他

３．その他事業計画の内容を示す資料

- （注）１．沖縄県にあっては、１及び２については、法分、特別措置令分に区分して記入すること。
- ２．沖縄県にあっては、３に患者療養諸費の積算内訳を記入すること。

別紙様式 3

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事	○	○	○	○
政令市市長	○	○	○	○
特別区区長	○	○	○	○

（元号）〇〇年度結核医療費国庫負担（補助）金の
交付額変更申請について

（元号） 年 月 日 第 号をもって交付を受けた国庫負担（補助）金
について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 申請額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

2. 経 費 所 要 額 調

3. 事 業 計 画 書

4. 歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）2、3については当初申請の様式に準じて作成することとし、変更部分上段に（ ）
書きで変更前の金額等を記載すること。

別紙様式 4

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事	○	○	○	○
政令市市長	○	○	○	○
特別区区長	○	○	○	○

（元号）〇〇年度結核医療費国庫負担（補助）金の
事業実績報告について

（元号） 年 月 日 第 号をもって交付を受けた（元号）〇〇年度結核
医療費国庫負担（補助）金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

1. 精算額 金 円
2. 経費所要額精算書 （別紙（1）のとおり）
3. 事業実績報告（別紙（2）のとおり）
4. 歳入歳出決算書（見込書）抄本

経 費 所 要 額 精 算 書

(単位：円)

区 分	総事業費 A	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額 B	差 引 額 A-B=C	対象経費出 予 定 額 D	基 準 額 E	選 定 額 C, D, Eのいずれ か少ない額 F	国 庫 負 担 (補 助) 基 本 額 G	国 庫 負 担 (補 助) 所 要 額 H	交 決 定 額 I	国 庫 負 担 (補 助) 受 入 額 J	差 引 過△不足額 K
結核医療費補助金											
結核療養諸費補助金											
結核医療費負担金											
合計											

(注) １．国庫負担（補助）受入額には、前年度精算不足分を含まないこと。
２．沖縄県にあっては、「結核医療費補助金」の次に内訳として「結核患者の医療療養費」及び「特別負担医療療養費」を記入すること。

事業実績報告

1. 支払額明細
（一般患者の医療療養費）

(単位：円)

診療月	支払基金分		国保連合会分		金額計	療養費払金額		金額合計
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	
〇〇月診療分 〇〇月 "		円		円	円		円	円
年度計								

(注) 1. 沖縄県にあつては、法分及び特別措置令分に区分して記入すること。
2. 「入院患者（結核患者に限る。）の医療療養費」については、「結核患者の医療療養費」の様式に準じて作成すること。

2. 収入済額明細

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
寄付金		円	円	
〇 〇 〇 〇				
〇 〇 〇 〇				
その他				
手 数 料				
使 用 料				
〇 〇 〇 〇				
〇 〇 〇 〇				
計				